

『国民老齢退職年金と社会保険——所得 関連的社会保障の提案——』(抄訳)

イギリス政府がこの1月に発表した表題の白書は、この国の社会保障の歴史の上でも、とりわけて大きな転機を画するものとして、ベヴァリッジ報告とともに、長く記憶されることであろう。当研究所は同白書の入手後、ただちに共同で翻訳に当り、近く所内資料として刊行する予定であるが、ここに季刊誌の誌面を借りてその一部を紹介することとした。

翻訳は草々の間に行われたため、暫定訳としてご寛恕いただきたいのであるが、述語の2,3についてはとくに次のように計らっている。

national superannuation 国民老齢退職年金
earning-related pension 所得関連年金 (所得比例という言葉は用いなかった)
graduated pension 段階別年金

原資料の入手については厚生省大臣官房企画室の配慮をうけた。翻訳は第7章を地主重美、はしがきから第2章までを谷昌恒が分担した。

は し が き

1 英国政府はここに社会保障の抜本的な改革を提案する。現行の国民保険制度の創設は第2次世界大戦後ほどなくのことであった。以後、今次の改革ほど深くその根底に迫ったものはない。

2 現行制度が不十分なものであることは明白である。年金受給者全体の30%近くは多かれ少かれ補足給付にたよっている。現行の均一拠出・均一給付の制度は失敗であった。1961年、段階別の拠出と年金の考え方を一部に導入して、制度の梃子入れをはかったがその努力は無効であった。制度の全般にわたって徹底的な再建をすすめないかぎり、この失敗はますますその傷をひろげるであろう。

3 本白書は現行の国民保険制度に代えて、新たに国民老齢退職年金および社会保険制度を制定しようとする政府の提案を示すものである。それにより、拠出と給付

はともに個々の被用者の所得に関連させたものとなろう。新しいこの方式による拠出は大体において現行制度の拠出よりは高額であり、そのことはとくに所得の多いものにおいて著しい。それと対応して、新規の拠出額を支払う者にはより高額の新しい個人別の年金やその他の給付が支給されることになる。——ここに個人別というのは二つの特定な意味が含まれる。国民老齢退職年金の年金額が各人の個人別の所得の実績に比例して決定されるということがその第1。そこでは画一的な均一額の年金というものは存在しないのである。国民老齢退職年金の受給権は各人がいかに頻繁にその職をかえたとしても、もしくはその理由がいかなるものであっても、多くの私的退職年金制度とは異り、けっしてその権利を喪失することはないというのがその第2である。

4 新しい所得関連年金およびその他の給付の適用は、新規の拠出を支払ったものに限られる。新制度による拠出は資格期間が20年であり、その時点で年金年齢に達したのものには、新しい支給基準による全額の年金がはじめてその支給を開始する。所得が比較的低い階層をとってみても、上記の年金の全額が支給されるならばほかの資産を持たないでも、普通には十分生活できるはずのものである。いわば新制度の形成期であるこの20年の間に年金年齢に達した拠出者は適宜減額した年金をうけることになる。新制度による拠出に参加して、現在の均一額の年金よりは高額の年金を受給する人間が次第に増加していくに従って、補足給付を必要とする年金受給者の割合は順次減少していくことであろう。

5 新しい所得関連年金は、既裁定の年金受給者には適用されない。しかしこの既裁定の年金受給者は定期的にその年金額を引上げることで、今後とも国民の生活水準の上昇に与ることができる。新制度の発足に当って、現行制度による年金受給者に対する支給額は時の政府がこれを決定する。

6 新制度による収入は所得の上昇につれて自動的に増大する。この自動的な増収は既に支給中の年金やその他の給付にまで新しい保証を及ぼすことを可能にするのに役立つであろう。政府は現行制度ならびに新規の制度により支給される給付の主要な額について、隔年ごとに再計算を行う立法上の義務を負うことになる。給付額の引上げは最小限度、その2年間における物価のいかなる上昇分をも補償するものとなろう。それ以上の引上げの幅はその時点時点における一般的な状況を考慮の上、時の政府がこれを決定する。

7 政府は1966年にすでに所得に関連させた短期の給付を、疾病、失業、寡婦の最初の6ヵ月間について導入している。したがって、今回提案する最も抜本的な改革といわれるものは、年金その他長期にわたる給付に関することである。この改革は労働党が1957年に発表した「国民老齢退職年金」案で明確にした広範な原則の上に立脚している。本白書にその政府案を示して大方の批判と論議を得たいと考える。また、産業界における労資双方、ならびに、当面の問題に特別な関心を寄せている諸機関との協議の際の素材として用いられることを期待する。政府の計画としては次の国会において法制化をはかり、その後できるだけ早く制度を発足させたいと考えている。目標期日は1972年4月1日としている。

8 本白書の第I部は現行国民保険制度がどうして十分な年金額を支給することができなかったのか。その理由を解明する(第1章)。第II部では、政府が新しい制度の下で基本的には何を目標としているかを明らかにし(第2章)、制度の主要な特長を述べ(第3章)、さらに、年金の改正にはこの外にも二つの違った方向——「選別性」を強めるか、もしくは企業による年金制度に依存するか——の二つ——が考えられるが、なぜ政府がそうした道を探ろうとしないのか、その理由を示している(第4章)。第III部は国の行う制度と企業の年金制度との関係を取扱い(第5章、第6章)、第IV部では新しい制度のもつ財政的および経済的意義について述べた(第7章)。付録1はこの制度の特殊な側面について、くわしい若干の説明を加えている。付録2には本提案の財政面について、政府アクチュアリーの見え書きを収録した。

第 I 部

第1章 改革はなぜ必要か

今日の年金受給者の財政的立場

9 今日、約700万の人間が¹⁾国民保険制度による年金を受給している。1960年代の半ばまでは、年金受給者の財政的立場について(国民扶助の受給者については別である)包括的なことは何も知られていなかったが、国民扶助を受ける資格がありながら受給の申請をしていない人間がかなりの数に上っていることを立証した独立の研究²⁾は行われていた。このことは1965年に年金・国民保険省が国民扶助委員会と協同して実施した調査³⁾によってさらに確認されたことになった。この調査によると、国民扶助をうけている受給者は約145万名であり、さらに約85万名のものが当時、若干の扶助の受給資格がありながら、いまだに、申請をしていない事実が指摘された、——その中、およそ30万名は明らかに国民扶助の基準以下の生活をおくっていた。この調査は国民扶助の水準ギリギリの生活をしているものは膨大な数に上っていることも明らかにした。国民扶助の基準がもし週当り2ポンド引上げられるならば、年金受給者全体の約4分の3は国民扶助の適用範囲に入ってしまうことであろう。

10 1965年以来、政府は年金額の引上げやその他の方法を通じて、高齢者の地位の向上のため多くのことを果してきた。1966年に国民扶助の代わりに登場した新しい補足給付の制度は、国家が保証する最低生活水準を引上げてきた。またそれによってさらに大勢の人がすすんで受給の申請をするようになった。今日では約200万の国民保険の年金受給者が多かれ少かれ補足給付の支給もうけており、——その数はかつて国民扶助をうけていたものの数を50万以上上回った。したがって、補足給付の制度は大部分の極貧の年金受給者の財政的立場を改善させたといえる。しかしながら、補足給付の制度では補足給付の水準を——たとえほんの数シリングでも——上回る人たちを、助けることはできない。1966年

- 1) この数字をはじめ、本章に引用したその外の数字も、夫婦とも年金受給年齢を越え、しかも退職している場合には、1組の夫婦でも2名として数えている。
- 2) Dorothy Cole, J. E. G. Utting, "The Economic Circumstances of Old People," *Occasional Papers on Social Administration*, No. 4, Codicote 社刊, 1962, p. 104, および Peter Townsend, Dorthy Wedderburn, "The Aged in the Welfare State," *Occasional Papers on Social Administration*, No. 14, G. Bell & Sons Ltd., 1965, p. 138.
- 3) "Financial and other Circumstances of Retirement Pensioners," H. M. S. O., 1966, pp. 83-85. the Committee of Enquiry into the Impact of Rates on Households は以前に約50万の退職した世帯主が明らかに国民扶助の受給資格がありながら扶助をうけていないことを推計していた。Cmdnd, 2582, 1965, para. 370.

に導入された地方税一部払戻し制度は最初の1年に80万老齢世帯主に特別な援助をもたらした、総計で約100万の老齢者をうるおした事になった。その中には以前は補足給付の水準以下の生活をしてたものもあつたし、所得がその水準をわずかに上回るだけというものもあつた。地方自治体の家賃一部払戻し制度の拡大によつても数多くの極貧者が益をうける事になった。したがつて大抵の人が難渋する老齢者の運命は明らかに改善されてきた。しかし、年金受給者の大半は今でも補足給付水準すれすれか、ないしはほんの少しましな所得しか得ていないというのは明らかな事実である。

11 年金受給者全体の3分の1近くは寡婦である。これらの寡婦のうちその半数近くが補足給付をうけている。寡婦以外の年金受給者の場合はその約5分の1がこれに該当する。補足給付の水準が週当り1ポンドだけ上げられるとすると、60歳以上の寡婦年金受給者の優に80%以上は補足給付の受給資格があることになる。

12 年金受給者の所得はその総額の半分以上が国民保険制度による年金および補足給付であること、またその所得の平均は年金受給者以外の国民各階層の平均所得(児童は半人分として計算して)のおおよそ3分の2に相当するともいわれている。したがつて年金受給者一般の生活水準は労働年齢人口のそれに比べるとかなり下回るものになっている。

ベヴァリッジ計画

13 ベヴァリッジ報告⁴⁾の諸原則に基礎をおいた現行の国民保険制度は老齢退職者に対し、十分な収入を与えることができなかった。どうしてそのようなことになったのであろう。1948年当時、同報告は英国に偉大な前進をもたらすものと思われていたし、多くの国々にとつても一つの手本としてうけとられていた。われわれの「福祉国家」体制は他のいかなる国にもまさつて、ひろく国内にゆきわたるものとなつた。事実、国民の全部が国民保険と国民保健サービスの適用をうけるようになった。

14 ベヴァリッジ計画は「何よりもまず保険の計画——拠出をしたことに対して、権利として、また資産調査を伴ふことなく、最低限の生活水準に相当する給付を与

えようとする計画、したがつて各人はめいめい自由にそれに上積みすることができるはずのもの⁵⁾」であつた。同計画は拠出原則にかたく立つていた。給付はある労力に対する報酬として与えらるべきものである。「英国人民の望むものは拠出に対するお返しとしての給付であつて、国家が無料で与える手当のようなものではない。給付のための費用の大半が、拠出者の資力と関係なくきめられた拠出によつて賄われるということが、資産の有無に関係なく給付の申請ができるという強い根拠になつてゐる。⁶⁾」とベヴァリッジは書いた。さらに、この計画はいろいろな危険を共同で負担するという意味で、保険原理に基いてゐる。「各人は同一の条件で加入しなければならない。いかなる人間でも、健康がとくにすぐれてゐるとか、雇用条件がより安定してゐるとかいうことを理由にして、負担を少くせよというような要求をすべきではない。⁷⁾」社会保険とは、「危険を共同で負担しようということであつて、ある危険だけを切りはなして取り扱うときは、それが福祉的な目的にかなうときに限るのである。⁸⁾」

15 ベヴァリッジ計画の目的は、「いかなる場合においても、窮乏するなどということのないように⁹⁾」、というにあつた。ベヴァリッジは従来の社会保険制度が行つていた給付は不十分であるとしてこれを非難した。彼の提案した打開策は社会保険を改善して、「三つの方向に推進すること、すなわち、適用範囲を現在の未適用者にも拡大する、保険の対象を未適用の危険事故にも拡大する、および、給付額を上げる¹⁰⁾」の3点にあつた。…「社会保険は最低限の生存に必要な最少限の所得を保証することを目的としなければならない。¹¹⁾」この最少限の所得を国民扶助で補完しなければならない必要性はやがては特別な場合に限られるようになるであらう。年金以外の諸給付は完全な「最低限の生存」の水準から出発しようとしたものであり、一方、年金額の水準は20年間の間に徐々にこれを引上げて、やがては年金も「最低限の生存」を支えうるものとなるはずのものであつた。

国民保険制度

16 ベヴァリッジが打出した諸原則は当時各方面から

5) *Ibid.*, para. 10.

6) *Ibid.*, para. 21.

7) *Ibid.*, para. 26.

8) *Ibid.*, para. 26.

9) *Ibid.*, para. 17.

10) *Ibid.*, para. 12.

11) *Ibid.*, para. 27.

4) Social Insurance and Allied Services, Cmd. 6404, 1942.

の喝采をうけ、後に、1946年の国民保険法として実を結んだ計画の基礎として受け容れられた。しかし、今日から振り返ると、国民保険制度は過去20年の歩みのとおりであり、ベヴァリッジの主目的——拠出に対する権利としての十分な年金とその他の給付——を達成することはできなかった。

17 この失敗の根本の理由は、制度は均一拠出・均一給付方式によるべしとする、ベヴァリッジの勧告を——ほとんど一も二もなく——受け容れたことにあることは疑いのないところであった。しかし、その外にも四つの要因があった。

(a) 第1に、年金年齢以上の年齢層の占める割合が次第に増大してきたことが考えられる。このことはベヴァリッジも予見はしていたのであるが、この増大に対処しようとした彼の方法は採用されなかった。彼の考察によると、その提案による制度の発足後20年、はじめて完全年金額の支給が発生し、その時点では制度の費用の半分近くは納税者が負担することになるであろうということであった。実際には、歴代の政府は保険制度の費用はもっぱら拠出者の負担とすべきものであるという考えの下に、高齢者の増大に対処するいかなる方策に対しても、国庫の負担をふやすことにはつねにきわめて消極的であった。

(b) 第2に、政府は現に年金の受給者であるものはただちに年金の完全額を受け取るべきであると決めたことである。そのため、1948年以降、同じ高さの給付がすべての人々——年金受給者、病人、失業者、その他もろもろの給付を受けているすべての人に支給されることになった。その上さらに、年金年齢に達したのものには、わずか10年の（1948年から1958年の間に支払われた）拠出があれば、完全年金額を与えるという決定がなされた。この二つの譲歩は当時の状況から考えると止むを得なかったものとはいえ、ベヴァリッジ案による制度の財政的基礎を一層弱いものとした。

(c) 第3に——しかも1946年法ではあまりはっきりと認識されていなかったが——年金の実質価値を高めて、生産活動に従事している年齢層の生活水準の上昇と歩調を合せて年金額を引上げていく必要はつねに存在したのである。

(d) 第4に、国民扶助制度が1948年に実施に移された時、（家賃手当を含めて）その扶助額の水準は多くの場合、国民保険制度による年金や給付の水準を大

幅に上回っていた。したがって、そもそものはじめから、数十万という高齢者には国民保険による年金を国民扶助委員会が支給する手当で補足する必要があった。年金以外にはほとんど収入がないとか、もしくは皆無といった人達には、補足することが通例になってしまい、——ベヴァリッジが終局の目的として考えていたような例外的なものではなくなった。こうした事態は以後根強く存在した。

18 このような要因の根底には均一制という方式それ自体が持つ根本的な欠陥がひそんでいたのである。均一額の拠出は金持にも貧乏人にもひとしくその所得に課せられる。裕福なものにはその負担は軽い、極貧者にはこの上なくきびしい。したがって、均一の拠出額は最低の賃金しかないものでも負担できるような線に落ち着かざるをえない。経験の教えるところによると、この均一方式では、十分な年金を支給するために必要な拠出額ということになると、拠出する側からいえば最も低い給与のものにあまりにも重すぎる負担を背負わせることになる。すでに述べているように、国庫に特別な支出を求めようとする方策は歴代政府の固く拒むところであった。のみならず、適切な年金額の財源を調達するために事業主の負担を大幅に引上げるというある国々でとられている方法も、物価や生活費にのぞましくない影響を与えるという理由で、歴代の政府はけっして採用しようとしなかった。

19 1961年の段階別年金制度の導入の因をなした問題とはこうしたことであった。この制度の当面の目的は、国民保険の火の車の財政の支柱となるべき拠出収入の新しい財源を見出そうとするにあった。しかし、そのようにして得られた均一制の財政に対する救いの手ももともと限られたものにしかすぎない。どの道、長期的な問題を真正面から取上げたものではない。その上さらに、均一方式の制度に、別個の体質である比例方式の拠出や年金をつぎ木することは、事業主に対して余分の仕事を課すものになり、また制度を一般の人々に一層理解しにくいものにしてしまった。

20 段階別の拠出に対して支給される年金は、均一額の年金に加算されるわけであるが、それでもベヴァリッジ計画のそもそもの目的を達成する見込みはない。この段階別年金は二つの点で失敗している。その年金額はインフレーションに対して全く無防備であること、また、

経済成長に歩調を合せることができないことがそれである。この失敗は適用除外という形式を採用したことによって決定的なものとなった（127 および 128 項を見よ）。適用除外をうけたものに対する企業年金を、公的制度としての段階別年金の改善に合わせて引上げていくことを、事業主に求めるのはほとんど不可能なことである。しかも、適用除外をうけていないものだけに、段階的な年金額を引上げていくということは正当ではあるまい。

21 ともあれ、年金受給者の数が増大しているという原因だけでも、年金に要する費用は絶えずふくれ上がっている——現状では、受給者の増大は拠出者のそれをはるかに上回っている。1948年には就労者 5.6 人に年金受給者 1 人の割であった。1967年末には、就労者 3.6 人に年金受給者 1 人の割であった。1980年までには、就労者 3.2 人に年金受給者 1 人の割になるものと思われる。表 1 に見られるように、1967年から1980年までの間に、年金年齢以上の老齢層の占める割合は、15.4% から 16.2% に増大する。同じこの二つの時点の間で、年金年齢以上の老齢層の、労働年齢層に対する比率は 25.2% から 28.3% に増大するであろう。それ以後は、年金年齢以上の層の割合は減少するものと思われる。

表 1 人口（英国）

(男: 65 歳以上, 女: 60 歳以上)

	合 計 (千人)	対全人口比	対労働年齢人口比
1948	6,448	13.2	20.4
1967	8,278	15.4	25.2
1970	8,649	15.9	26.4
1980	9,395	16.2	28.3
1990	9,579	15.4	26.9
2000	9,300	13.6	23.5

注 労働年齢人口は義務教育終了年齢以上、年金受給年齢（男子: 65 歳, 女子: 60 歳）以下の男女を含む。1970 年以後の数字は 1967 年中央の人口に基いて推計された。また、1972-73 学校暦年に義務教育終了年齢を上げるという政府の決定を考慮している。

結 論

22 均一制の制度そのものも、また、現行の均一制と段階制の組合せによる制度も、拠出に対する権利として十分な年金を支給するという目的を果たすことができなかった。企業年金の適用も受けず、私的な資産も持たない人々にとっては、老齢時の保障を与えるものは国民保険制度ではなく、補足給付制度なのである。後者は当初の意図によれば、特別例外的な事例に対する、「安全弁」として用意されたものであったが、けっしてそればかり

ではない。むしろ、現在では、約 200 万という年金年齢を越えた人々の生活を与えるための、途方もなく大きな踏み台として役立っている。

23 ベヴァリッジ報告が計画した初期の均一制の制度と同様に、現在の制度も静態的なものであり、給付と拠出の双方の現行の構造はその目的を達することができなかった。問題の根源に迫ってこれと取組み、また、その方法自体としても大きな価値をもつものとして、すすむべき唯一の現実的な道は、全面的に所得と関連させた給付と拠出による包括的な制度を創設することにある。次章以下にその詳細について述べる。

第 II 部

第 2 章 根本的目標

24 ここに提案する制度は次のような根本的目標をもっている。

- (1) 給付をうける権利は拠出を支払うことによって与えられるものとする。
- (2) 給付と拠出は拠出者の所得に関連させてきめなければならない。
- (3) 給付は特別な場合を除いて、ほかに何の資産がなくても、十分に暮しの立つものでなければならない。
- (4) 給付は物価水準と一般の生活水準の両者の変動を考慮したものでなければならない。
- (5) 女子は男子と同一の立場で拠出をし、同等の給付をうけるようにする。
- (6) 制度は賦課原則（“pay-as-you-go” principle）に基いて運営する。
- (7) 国の制度は企業年金制度と協調してこれを施行する。
- (8) 職業を変更しても、企業年金の受給権はそのまま維持することができるよう法的な資格を与える。

- (1) 給付をうける権利は拠出を支払うことによって与えられるものとする。

25 給付は拠出と引換えに与えられるというのが、英国国民の願いであることは、何もベヴァリッジがその報告を書いた時に限るわけではなく、今日といえども妥当する。しかも、そのために拠出を払い込んでいる人があり、中には多年にわたって拠出している人もいるのであって、国はすでにこれらの人たちに対して義務を負って

いるのである。こうした義務は尊重されなければならない。現在、退職老齢年金だけで年間の費用は15億ポンドを越えているが、この額は所得税の標準負担額からいうと5シリング3ペンスに相当する。たとえ、こうした状況にあるものを保険料としての拠出から租税に切換えるという考えがきわめて非現実的であるとしても、政府としてはやはり、年金を全面的に租税で賄うというのは間違いであるという考えに立つであろう。国民は年金や給付の権利をたんに与えられるということ欲しているのではない。自らの拠出によってその権利を勝ち取りたいのである。その上、全面的にその財源を租税に仰いだ年金の水準が、低いものになることは明らかである。こうした理由から、国民は本人自身の個人的な、もしくは家族に対する保障のための拠出には、いつでも多額の徴集に応える覚悟をしているのであって、そのことは、非常に多岐にわたるいろいろな目的に使われる租税の負担に人々がすすんで応ずる額をはるかに越えている。

26 こうしたもろもろの理由から、政府はあらためて、拠出原則に対するその公約を確言する。新制度の成否は、将来の政府もしくは将来の納税者世代がどれほど積極的に、国庫の負担割合を上げていくことで制度の財源不足を補おうとするか、その熱意いかんによるということであってはならない。本制度の歳入のうち、現在と全く同じ割合のものが将来とも納税者の肩にかかるべきであって、この比率は変更する必要のないはずのものである。毎年毎年、制度の歳入の大部分が保険料拠出者およびその使用者の負担によるというのでなければならない。

(2) 給付と拠出は拠出者の所得に関連させてきめなければならない。

27 給付を個々の拠出者の所得に関連させ、その上でその労働年齢時の生活水準にも関連したものとするという原則は、諸外国の社会保障制度ではすでにひろく受け容れられているものである。大抵の人は退職によって少しはその生活水準が低下するのはさけられないのであるが、いかなる場合であれ、我慢できると感じられる低下の限度には限りがある。就労時の所得が低ければ、生活水準を切り下げるといっても、その幅はどちらかといえばなきに等しいようなものであろう。裕福な人達はかなり大きな幅を持ってはいるだろうが、なんらかの生活慣習や思惑ができてしまっていて若干の調整はきくとしても、それを断念するためには大きな心理的、社会

的な代償を払う必要がある。人々はその住居を選ぶに当たっても、資力に見合った常識的な基準に合せて選択する。したがって家賃とか、土地・家屋の地方税、修理費とかいうような支出ばかりでなく、その他、その人の住まっている地域の社会生活から自然と生まれてくる支出をも負担することになる、——後者の例としては、地域活動への参加費などがある。退職そのものが社会的、心理的に見て適応の困難な時期なのである。年金額を受給者の従前の所得に関連させる必要があるのはこうした理由によるのである。

28 企業年金制度の加入者の約4分の3は、所得関連方式をとっている制度に属している。このことは明らかに一般的な傾向であって、給付の高い年金制度を期待する人間がますますふえてきていることを示すものである。公的制度そのものを所得関連の原則の上に基礎づけなければならないようになってきていることはこれによっても一層明らかである。基本的に均一方式を維持しなければならないとすれば、今後とも退職した高齢者は二つの層に分割されることであろう、——その一つは財政的に豊かな企業退職年金にめぐまれている人々であり、今一つは、基本的な国の年金を補うものはほとんど何も持ち合せていない人々で、これらの人々には資力やニードの調査を前提とする補足給付があるだけである。

29 給付を所得に関連させるという原則は、それと対応して、拠出も同様に所得に関連させなければならないという意味である。高い所得を得ていた人達に高い給付を支給することは、これらの人達がこの制度に対してより多くの拠出を支払ったものであること、また支払ったことが明らかであることが前提になれば、正当とはみなされないのであろう。所得に関連させた拠出はそれ自体としても非常に有利な点がある。それによって制度の拠出収入の総額を増大させることができるし、所得水準の上昇と平行して拠出額を上げていく、自動的な弾力性を付与することもできる。同時に、低所得の拠出者にかかる負担を軽減することもできる。このことは、低賃金で働いている者とか、1週間まるまる働くことのできない者にはとりわけ重大なことである。

30 しかしながら、所得に関連させるということは、ある個人の所得がどれほど大きなものであっても、公的制度がその所得の全部を適用の対象とするということではない。国が国民の加入を強制する年金制度の正当性が

認められるのは、ある一定の限度までであると考えようとする人が多い。45 項から 48 項で説明しているように、公的制度は今後とも企業年金制度のために十分な活動の余地を残しておくことになろう。事実、退職年金は老齢時に備えてのたんに一つの方法にすぎないのであって、個人所有の家を買うことや、投資をすることで老後の備えの一部とする人もいるのである。こうしたことが、国の年金額に上限を定めるべきであるとする、したがって、年間の所得にある最高額を定め、それ以上の分については被用者は拠出をする必要がないとすることの理由なのである。

- (3) 給付は特別な場合を除いては、ほかに何の資産がなくても、十分に暮しの立つものでなければならない。

31 一見したところ、新制度による年金の額はある種の企業年金の例のように、その制度の上限以下であれば所得の多寡を問わず、所得に対して同じ比率でなければならないとしているように思われるかも知れない。しかし、低所得者にも適切な年金が保障されるように、この比率をかなりの高さに定めるとすると、その比率を上限額に至るまで一様に適用した場合の費用は非常に大きなものとなり、制度の財源調達に必要な拠出はけたはずれて高すぎるものになろう。中流の所得者や高級の所得者に対して、このように高い水準で国からの支給を与えることは正当と認められないのではないか。したがって制度は収支勘定を合せなければならない。所得の高さはいろいろであってもすべての人に適切な年金額を支給すること、しかも極端に高い拠出を求めるようなことをしないことが必要である。このことは、制度の適用をうける所得のうち上位 3 分の 1 について支払われる拠出に、現行以上の負担を求めるような年金方式によって達成することができるであろう。

- (4) 給付は物価水準と一般の生活水準の両者の変動を考慮したものでなければならない。

32 ベヴァリッジは自分がその報告を書いたから、4 半世紀の間にこれほど大きな経済変動がおきようとは予想することができなかったし、それを考慮に入れることもできなかった。年金制度はたんに 4 半世紀にまたがるというよりは、成年以後の全生涯にわたるものである。個人をとってみると、約 40 年ないし 50 年の間年金の受

給権をうるために稼得活動に従事し、それに引続いて、多くの場合は 20 年以上の間年金を受給するということになる。共同で負担しなければならない危険の中には、貨幣価値の変動という危険もある。充たさなければならないニードの中には、年金受給者が国民の生活水準の上昇に与かりたいというニードもある。1908 年には 5 シリングの年金も偉大な前進であるように思われていた。60 年経った今、この 5 シリングの 18 倍に達する年金ですら、ほかに資産がなければ暮しを立てるには十分でなくなった。

33 こうした理由から、新制度は二つの別々の要求に応えなければならないのである。第 1 に、年金額を裁定する時点では、拠出者が就労していた時期におきた一般の所得水準の変動を反映するものでなければならないこと。第 2 に、現に支給中の年金は、退職後に現われるのちのちの経済変動に対して定期的に調整しなければならないこと、がそれである。両方の場合ともたんに物価水準の変動に対して調整する必要があるばかりでなく、一般の生活水準の変動に対しても調整する必要がある（この原則の応用は 68 項および 100 ないし 103 項で論じている）。この二つの要因に対して調整することがいかに重要であるかということは、今日までの実際の経過を振り返って見ることによってはっきりと理解することができる。1922 年には成年男子の平均稼得は週約 3 ポンドであった。1968 年 4 月にはそれは週 22 ポンドを越えている。この所得の伸びのほんの一部を充てれば、物価の上昇による購買力の減少を補うことができる。約 10 ポンドの収入の現在の購買力は 1922 年の 3 ポンドの収入の購買力と匹敵する。したがって、上記の期間に物価は 3 倍以上になっているのであるから、平均所得の実質購買力は 2 倍以上になっていることになる。

34 したがって、新制度は「ダイナミック」な年金を支給することになる。それは、個々の人間が労働年齢期間の所得に基いた拠出によってかちとったものであり、しかも、各年次の本人の所得額はそれからのちの所得水準全般の変動に合せて、本人が年金年齢に達する時まで、再計算することになっているのである。こうしたことから、年金の算出の基礎となる所得額は——したがって年金それ自体も——本人が年金年齢に達した時点での、一般の生活水準を考慮に入れたものであることが保障されることになる。その上、年金額の定期的な調整が退職後の各年次を通じて行われることになる。就労している者

は協約によって国民所得の分け前をふやすように決める力を活かせる立場にある。年金受給者にはその利益をこうした方法で守っていく力はない。

(5) 女子は男子と同一の立場で拠出をし、同等の給付を受ける。

35 新制度は現行制度と同様に家族のニードというものを考慮しなければならない。妻の中にはその家族の世話をするために久しい間収入のある仕事から遠ざかっているものがある。その上さらに、向う20年ないし30年の間に年金年齢に達する既婚女子の中には、かなりの期間にわたって職業に就いておりながら、それでもそれ相応の保険上の実績とはなれなかった人もしばしば見られる。というのは、現行制度のもとでは均一額の拠出を払わないという選択も可能なために、それだけ拠出の実績に欠けるのである。したがって、夫の拠出に基く年金かそのほかの給付は、今後とも、既婚女子にとっても寡婦にとっても必要とされるわけである。しかし同時に、現に家庭の外に出て職業についている婦人達は、本人自身の権利としての給付がえられるようにしなければならないし、制度が危険を共同で負担をし、各人の所得に基いた拠出に依存しているからにはその公正な分担は支払うべきものである。

36 現行制度では既婚女子は本人が支払った拠出に対して、比較的不利な給付を受けるのが普通である。既婚女子は均一額の疾病や失業の給付も、個人的に減額されて支給されるのが普通であるばかりでなく、本人が結婚前や結婚後に均一額の拠出を支払ったことがあったとしても、それについては何ら特別の年金を受けられないのである。夫が退職または死亡した場合には、夫の過去の拠出によって妻あるいは寡婦として受給する給付以外は本人の均一額の拠出による年金は受けられないことになっている。ただし、本人の年金が上記の給付を上回るときは年金の方を受給する。

37 このことが一つの理由になって、既婚女子は現在のところ均一額の国民保険の拠出をしてもしなくてもいいことになっている。こうした選択が与えられている第2の理由は、婦人がパートタイムの仕事に就こうとする気持を著しく阻害するようなことがあってはならないからである。正規には1週に8時間以上働く人は均一額の拠出の全額を支払う義務を負っている。これによるとパ

ートタイムによる収入から莫大なものを取り上げてしまうことになる。パートタイムの仕事に就こうかと考えている既婚女子で、職場までの交通費や、被服費などいろいろな出費に加えて、均一額の拠出を払う義務まで背負わなければならないとすると、少しでも働くだけの価値があるだろうかと迷っている人の数は多い。新制度では拠出をするかしないかの選択を必要とする理由は消滅する。既婚女子でパートタイムの雇用についているものは、ほかの被用者と同様に、その収入に見合っただけの拠出をすればよいことになる。収入の少ない人は拠出もまた少い。これからは既婚の女子が収入のうちから不当に高い拠出を払うか、あるいは、拠出も給付も断念してしまうか、両者の選択を迫られるような必要はなくなるであろう。

38 新制度は現在では既婚女子が働きに出ることはきわめて当り前のことになっている事実を認識しなければならない。1931年にはそうした女子は100万に充たなかった。1951年までにはその数は250万以上にふくれ上がった。今日ではさらに450万を越えるに至っている。既婚の夫婦が共稼ぎをし、2人の共同努力によって到達することのできた高い生活水準を反映させるために、その夫婦への合同年金については、両者の収入をひくくめたものに基礎をおかなければならない。

39 新制度の下では、独身者、既婚者、もしくは寡婦のいずれであれ、家庭の外に出て職業に就いている女子は男子と同一の立場で拠出をし、本人の固有の権利として、年金やその他の個人的給付を受けるようになるであろう。女子が疾病にかかったり失業をしたりした場合には、既婚女子は同一所得の独身男子か独身女子と同様に、個人として同一の率の給付を受ける。また既婚女子の年金を算出するには独身者と全く同一の方法で、その収入に基いて計算するよう取扱うことになる。なんらかの理由で、本人自身の拠出の実績がそれほど十分なものではない妻については、夫の拠出に基く年金が今後とも支給されることになる。老齢の寡婦に対して、夫の所得関連制による年金の完全額をそのまま相続する権利を与えられるようになるが、寡婦にとってはこの権利が新制度のもたらしたもっとも有利な特徴の一つである。

40 年金についての規定のほかに、新制度は現行制度と同様に労働年齢の寡婦に対するいろいろな給付を含んでいる。これらの給付は夫の在職中の収入から算出されるものであって、子供を養育している寡婦と、子供はい

ないが一定年齢以上の寡婦に支給される。

41 国民保険制度をさらに拡大して、「父親のいない家族」の全部、もしくは、少くともそうした世帯の子供たちだけにでも適用すべきであるという提案はしばしば行われている。このことは母親で離婚もしくは夫と別居しているもの、または未婚の母親への保険給付を考えることになる。しかしながら、「父親のいない家族」は全体としてみると、一見それと分るいろいろな分類ができるばかりでなく、それぞれのグループの中にも、ニードや環境がまたさまざまに違っている。独力でその子供を養っている未婚の母親のもっているニードと、子供の父親と安定した関係を保っている娘（未婚の母）のもっているニードとの間には大きな違いがある。しかも、この両極端の中間に多くの段階がありうるのである。同様に、一時的な別居とついに破局に来てしまった結婚との間の区別をつけることが非常に困難なこともしばしばある。さらに、子供らの父親はその子供らの扶養料は負担する義務を負うのが普通であるが、子供らの母親を扶養する責任はあることもあるし、ないこともある。父親の責任の範囲がどうであれ、その義務を当の父親が引受けることもあれば、引受けないこともありうる。こうした家族についてはその数、構成、ニードなどに関して手に入る資料はきわめて不十分なものである。

42 社会保障による諸給付は政府の処置によって父親のない家族を援助することのできる一つの方法であることは明らかである。しかしこうした家族は家庭問題に関する法律や法廷における慣行によっても影響をうける（これについてはグラハム・ホール委員会 (the Graham Hall Committee¹²⁾) が最近貴重な貢献をしている)。また、中央政府および地方政府の政策、とくに住宅、教育、ならびに育児に関する政策によっても左右される。したがって政府はまず子供のいる家庭の環境に関して、とくに片親の家庭（父または母のどちらかを欠く）に注意を払いながら、つっこんだ研究¹³⁾に着手することにきめた。ついで、現代社会における片親の家庭の一般的地位を考察し、これらの家庭を援助する何らかの方法を検討する委員会を任命することとした。上記の研究の成果は委員会の参考に供せられ、委員会は同時にその作業の他の方面の進行をはかることとする。研究の成果や委員会の報

告が出された段階で、片親の家庭をとり扱う適当な施策をさらに検討することになるう。

(6) 制度は賦課原則に基いて運営する。

43 52項で説明するとおり、新制度は二つの独立の基金を設けることになるう。すなわち、国民老齢退職年金基金と社会保険基金との二つである。この基金は、両者とも多くの企業年金の制度で積立てるという意味で用いる術語としての「積立金」ではない（47項を見よ）。双方の基金は現行制度と同様、賦課原則によって運営されることになるう。この原則は当年度の拠出収入は当年度の給付支出にあてるために用いるというものであり——各期間における拠出率はしたがって、当該期間における支出見込み額を賄うようにきめられるのである¹⁴⁾。このようにして、国民老齢退職年金基金に払い込まれる拠出は当年度の年金支出の財源として用いられる。同時に、国は拠出者に対して、拠出者本人が退職する時には、新制度の規定に基いて算出した年金を支給する責任を負うことになる。こうした将来の年金の費用は、今度は、その時点での拠出収入によって賄われる。新制度による拠出は所得に関連してきめられるため、拠出による収入は経済成長に伴って当然期待される所得水準の上昇とともに自動的に増大するであろう。このようにして、新制度はその所得に関連させた拠出収入によって、将来の世代の拠出者に過大な負担を課することなく、年金受給者やその他の給付の受給者を物価上昇の影響から守ってやるばかりでなく、国民の生活水準の全般的な向上にも与らせることが可能となるのである（第7章を見よ）。

44 賦課式の財政方式とは年金を目的として当該年度に拠出される金を現に年金をうけている人の支給にあてるということであり、それとともに、各拠出者は同時に男女を問わず本人自身の個人別の年金の受給権を確立する。新しい年金が個人別だというのは、現行の均一制の制度の下で一律の額となっているのとは違い、個々の拠出者の固有の所得の実績と結びついているという意味である。また、拠出することで獲得した年金権は職場を変えようと、変えた理由が何であろうと、その人の手に維持されるという意味で個人別といえるのである（転職に際して、年金権をどこへでも移動できるというのは企業年金の制度の下では実行不能のことである——

12) *Report of the Committee on Statutory Maintenance Limits*, Cmnd. 3587, 1968.

13) 1966年における研究の成果は次の表題で刊行されている。*Circumstances of Families*, H. M. S. O., 1967.

14) 新制度の初期、国民老齢退職年金基金の収入はその当分の支出を賄うに必要な額よりは多少上回るであろう——167項ないし170項を見よ。

第6章を見よ)。拠出者は新制度の下での各人の拠出に
関する記録事項について、定期的に保健・社会保障省か
らの報告を受けることになる。

(7) 国の制度は企業年金制度と協調してこれを施行
する。

45 第5章で述べているように、企業年金制度は近年
になって大きく発展し、その結果、二つの部分——一つ
は公的制度の部分と他は企業の制度の部分——からなる
老齢退職年金の受給資格を持つ人が次第に多くなってき
た。こうした人々のために、公的制度は企業の制度が行
うには最も適した型でその給付を支給するために、その
基礎部門として役立つようになるであろう。

46 企業年金制度には公的制度と協調して果すべき重
要な役割がある。しかしながら、ここで協調関係という
のは国民を年金受給者として、公的年金と企業年金とい
う二つに分けてしまうという意味ではないのである。労
働年齢にある間、しばしば企業の年金制度に加入したり、
脱退したりすることの多い人々に、上記のような分類を
あてはめることは極端に困難が伴うであろう。企業年金
制度を成功に導くための最もたしかな土台は、しっかりと
した基本的強制的な公的制度が存在することである。
そして、新しく国が実施しようとしている制度は企業年
金の制度を苦境においこむどころか、長期的に見てその
よき発達を促すであろうという強い主張も成り立つので
ある(106ないし109項を見よ)。

47 企業年金の強味は貯蓄の原則にあり、その多くは
この原則の上にきずかれている。私的な制度に払い込ま
れた拠出金は積立てられ利子という構成分子を生み、そ
れが加入者の労働年齢の期間を通じて次第に大きくなっ
ていくのである。この利子は年金を支給しなければなら
ない時期にきた時、年金の重要な部分を占めるのである。
公的制度の場合に用いられる賦課方式では——国民保険
のように全国的な規模の制度と、公務員に対する特定集
団の制度とのいずれであれ——思わざる収入の減少や支
出の増大に備えて準備金を用意する必要以外には基金を
積立てる義務を負っていない。この制度による利子収入
は、したがって、給付のための支出を賄う上ではあまり
大きな役割を果たしてはいない。

48 公的制度は比較的規格化した支給をすることにな

るが、企業の制度では特殊な企業や産業のもっている特
別なニードに応えられるように適宜に作り上げていくこ
とができる。政府が提案している公的制度の大きな改革
は必然的に企業が行っている支給の再調整を導くであろ
う。そうした再調整が必要とされる範囲は国の制度の不
完全な適用除外のきめ方によって限定されてくるが、そ
の説明は第5章にある。他方、過去数年の間、政府の提
案が待たれており、企業の支給は問題によっては足踏み
をさせられていたところもありうる。政府は本白書の刊
行によって、そのような問題についてさらに一段と進展
が行われることを希望している。

(8) 職業を変更しても、企業年金の受給権はそのま
ま維持することができるよう法的な資格を与える。

49 現在、職業を変えた際の企業年金の受給権を保護
するなんらの普遍的包括的な措置は設けられていない。
労働省全国合同審議会の委員会は転職の際の年金権の保
護に関する現行の措置がもつ経済的社会的意義について
報告することを命ぜられ、企業年金の権利を保護するた
めには、より広範な措置を求める強い社会的な主張があ
るという結論を出した¹⁵⁾。

50 政府はこの結論を確認して、企業年金制度全部は
その加入者に対して、転職に際して本人が望むならばそ
の年金権を保護するような権利を与える義務を負うこと
とした。しかしながら、被用者が望むならばその拠出分
の返還を求めることもできるようになるであろう(第6
章を見よ)。

第 V 部

第7章 新制度の財政的経済的意味

財政的意味

165 現行制度ではすべての国民保険拠出が単一の基
金に払い込まれ、すべての国民保険給付がこの基金から
払いだされる。ところが新制度では52項で説明したよ
うに、この単一の基金が国民老齢退職年金基金と社会保
険基金の二つに置き換えられ、それぞれが国庫負担を含
む拠出収入総額の一定割合を受けとることになる。現行
制度の積立金——これもまた二つの基金に分割されるの
であるが——を含む二基金の積立金は利子を生み、これ

15) "Preservation of Pension Rights", *Report of a Commit-
tee of the National Joint Advisory Council*, H. M. S. O.,
1966.

が現行制度の場合と同じように年金制度の支出財源になる。

166 新制度の財政問題に関する政府アクチュアリー覚書の第6表(附録2)をみても明らかなように、今後20年にわたって新しい年金額がしだいに支給され、完全給付の支給をうける年金受給者数の割合が増加するとともに新制度の年金費用もまた増加するであろう。

167 原則として新制度は現行制度と同様に、当年度の給付を当年度の拠出で賄ういわゆる賦課方式で年金財政を調達することになるであろう。しかしこの実現のためには、国民の大多数が将来の高い給付に対して高い拠出を行うという心組みにならなければならない。さらに拠出率の頻繁な変更は、とくに制度が定着していく初期の段階では極力避けなければならない。これによって、新制度において提案された当初の国民老齢退職年金拠出額(56ならびに58項を参照)がひきつづき徴収されるかぎり、今後数年間は、給付引上げの財政的余裕はますます大きくなるであろう。

168 新制度の発足時には国民老齢退職年金基金の収入が支出を上回ることになる。基金がこのような黒字財政をどれだけ長く継続できるかはもっぱら現実の収入水準と支出水準の動向にかかっており、この現実水準がまた多くの要因によって決定される。そのなかでとくに重要な要因は第1に国民所得の増加とともに受給後の実質年金額そのものの引上げが要請されるであろうが、その引上げの度合い、第2に適用除外規定、そして第3に適用除外を受ける被用者数である。

169 2年ごとに年金給付額を再検討することによって(101項参照)、少くとも年金額は価格上昇分を補償するだけは上げられるという保証が与えられる。新制度の費用計算は1968年4月の稼得水準を基準にしてなされたものであり、かりに年金支払額が稼得収入に応じて上昇する場合に、制度の収入と支出の増加額が1968年基準の相対比で示されることになる。しかしながらこの計数は適用除外を考慮していない。適用除外の程度については改めて決定しなければならないのであるが、政府アクチュアリーの推計には適用除外は零と仮定され、ただわずかに適用除外者に対して労使それぞれ拠出率を0.25%引下げた場合の影響について、若干ふれているにすぎない(附録2の14項参照)。

170 政府アクチュアリーの推計によると、提案通りの拠出を行い、適用除外を考慮しないものとすれば、——現行制度の積立金のうち国民老齢退職年金基金への帰属分を加えた——国民老齢退職年金基金の積立金累積額は、支出がはじめて収入を越える1987~88年に約34億ポンドの最高額に達するはずである。その後も賦課方式に基き支出に見合った収入を維持していこうとすれば拠出額をいくぶん引上げていかなければならないであろう。また適用除外者数が現在程度にとどまっているものと仮定すれば、適用除外者の拠出率は労使それぞれ0.25%引下げられるものとして支出がはじめて収入を越える時点は約18ヵ月だけ繰上げられ、これに応じて基金の最高額も引下げられてしまう。

171 新しい年金制度によって支出が増加する反面、補足年金の受給者数および給付額の着実な減少によって支出がある程度節約される。この節約額を正確に予測することはできない。補足的給付は、現在のところ年間約4.5億ポンドに達しているがそのうち2億ポンド以上が補足年金費用である。現在の予想では1968年水準でみたこの補足年金は、新制度発足後の最初の10年間ほどはごく緩慢に減少し、20世紀の終りごろまでにはおそらくごく僅少額にまで低下してしまうであろう。

経済的意味

172 新制度の主要目的は、年金受給者の生活水準を絶対的にもまた他の国民一般との相対関係においても上げていくことである。現在の国民保険や補足給付では年金受給者に対してその他国民一般の平均所得の約3分の1にあたる給付額を支給しているものと推定されている¹⁶⁾。さらに3分の1は他のソースで充当されているため、現在年金受給者の平均所得はその他国民一般の約3分の2程度になっている。しかし退職者の実際の所得はこの3分の2の上下に大きくバラついている。

173 新制度がしだいに成熟し、年金受給者の相当数が新しい給付額で全額年金支給を受けるようになると——21世紀に入って間もなく——、年金給付額はその他国民一般の平均所得の平均約2分の1になるであろう。このため、他のソースから充当される相対比がたとえ現在程度であったとしても、年金受給者の平均所得は労働年

16) 1人当たり平均所得の推計に当って、児童は2分の1人として計算される。

齢人口全体の平均所得の約 80% 程度になるであろう。

成長に悪影響を与えることはないであろう。

174 年金受給者の相対的な生活水準の向上は一率に退職者全体に及ぶのではなく、公的退職年金の他にはほとんど資力をもたないような階層に集中する傾向がある。新制度による最大の受益者は他にほとんど所得をもたない寡婦である。

175 現在個人消費全体の約 10% は年金受給者によって行われ、残りの 90% はその他国民一般によっている。予想される年金受給者の生活水準の上昇を考えると 20 世紀の終りごろまでには、これら年金受給者の消費の割合は全体の約 12% まで引き上げられ、逆にその他国民一般のそれは 2% ほど引下げられて 88% 程度になるであろう。

176 労働年齢人口に占められる消費の割合の低下がじつは新制度の真のコストである。しかしながら、これは 30 年以上の長期にわたってごく緩慢に進行するばかりでなく、正常な経済成長に伴う生活水準の上昇によって相殺されてしまうであろう。これほど長期の経済成長を予測することは到底できないことである。しかし、かりに実質所得が倍増するとすれば、新制度の採用によって労働年齢人口の生活水準は 100% ではなく 95% の上昇になる。したがって最近イギリス経済の経験した成長率のどれをとってみても、個人消費総額に占める年金受給者の消費割合の増加のために労働年齢層のうける生活水準上昇率への影響は相対的に小さく、彼らはこれを大きな負担とは感じないであろう。

177 拠出者の立場からみると、年金制度は労働年齢から退職年齢までの消費の延期に外ならない。国全体からみると、ある時点で個人消費にどれだけ充てられるかは総国民生産の潜在的な大いさによって決定され、投資額、公共サービスならびに輸出額によって決定される。年金制度によって個人消費にむけられる国民所得の割合が増加しないかぎり、生産性や雇用すなわち将来の経済

178 167 項で説明したように、新制度の発足時に政府は拠出の水準を将来の経常支出に対して若干高めに決定した。このため発足当初に収入超過がつづき、これが需要圧力に対して抑制効果をもつばかりでなく、一定額の政府支出についても一般租税にあまり頼ることなくこの黒字額をそれに充当することができるようになる。この需要圧力を緩和する度合は、基金の収入超過額が企業年金制度による貯蓄を含む経済全体としての個人貯蓄の減少によってどの程度相殺されるかにかかってくる。ある種の個人貯蓄の増加によっては十分相殺されないほど大幅に企業年金部門の貯蓄を減少させてしまうであろう、と仮定するのは堅実な態度だといってよい。

179 事業主拠出を（剰員整理、基金 the Redundancy Fund への拠出を含めて）稼得の 6.75% に引上げるというのは、労働費用総額を約 0.5% 引上げることであり、これがまた——直接、間接の効果を含めて——一般物価水準と同じ割合だけ上昇させることになるであろうと考えられる。したがって、新制度発足当初には貿易収支に対する悪影響も微々たるものである。

結 論

180 新制度は一般国民がその労働年齢期間中の所得をいままでよりも多少低くし、退職期間中の所得を相当大幅に引上げるといった具合に、生涯期間にわたる所得を今までよりももっと平準化していくことを要請する。社会的な見地からすると、このような要請には労働年齢者と退職年齢者の間に現在存在する生活水準の格差を大幅に是正するという長期の約束を政府が社会全体に代わってする、という意味合がこめられているのである。このような変化は一挙にして生まれるのではなくて徐々に現われてくるものであり、したがって労働年齢層はみずからの生活水準の着実な向上を待望することができるのである。